

米百俵プレイス（仮称）子どもラボ・若者ラボプログラム検討業務委託  
簡易評価型プロポーザル参加説明書

## 1 業務の概要

### (1) 業務名

中整委第 11 号

米百俵プレイス（仮称）子どもラボ・若者ラボプログラム検討業務委託（以下、「本業務」という。）

### (2) 業務の目的

本市では、大手通坂之上町地区市街地再開発事業の実施にあたり、米百俵プレイス（仮称）「人づくり・学び・交流エリア」（仮称）の整備を進めています。

本業務は、「人づくり・学び・交流エリア」において、学校では学べない新しい学びの提供や、中高生や大学生などが中心となって生き生きと活動できる場づくりを目的として、時代の変化に対応する人材を育てる子どもラボ・若者ラボプログラムの検討を行う業務です。検討にあたっては、長岡市内の産官学金との連携や、人づくり・学び・交流エリアの他の導入機能との連携、プログラムの実施者については地元人材の積極的な活用や市外からのノウハウの導入などにも留意し実施していただきます。

### (3) 契約期間

契約締結の日から令和 3 年 3 月 31 日までとします。ただし、契約期間中に成果の一部の提出を求めることがあります。

### (4) 業務内容

上記目的を達成するために、以下に記載する項目を業務内容案とし、具体的な業務実施手法や時期などについてはプロポーザルにより特定された者と本市が協議のうえ決定するものとします。

#### ア 市民ニーズ把握・分析

具体的なプログラム検討を進めるための市民ニーズ把握

#### イ プログラムの検討

令和 3 年度に実施する、プログラム手法の確立のための準備検討

### (5) 本業務の委託上限額

本業務の委託上限額は 400 万円（消費税及び地方消費税相当額を含む額）を予定しています。

なお、令和 5 年度の米百俵棟西館オープンまで本プログラムの実施準備を進めるため、令和 3 年度は本業務の成果を踏まえた事例収集、事例選定、プログラム手法の確立、プログラムの先行実施等を行う予定です。

### (6) その他の留意事項

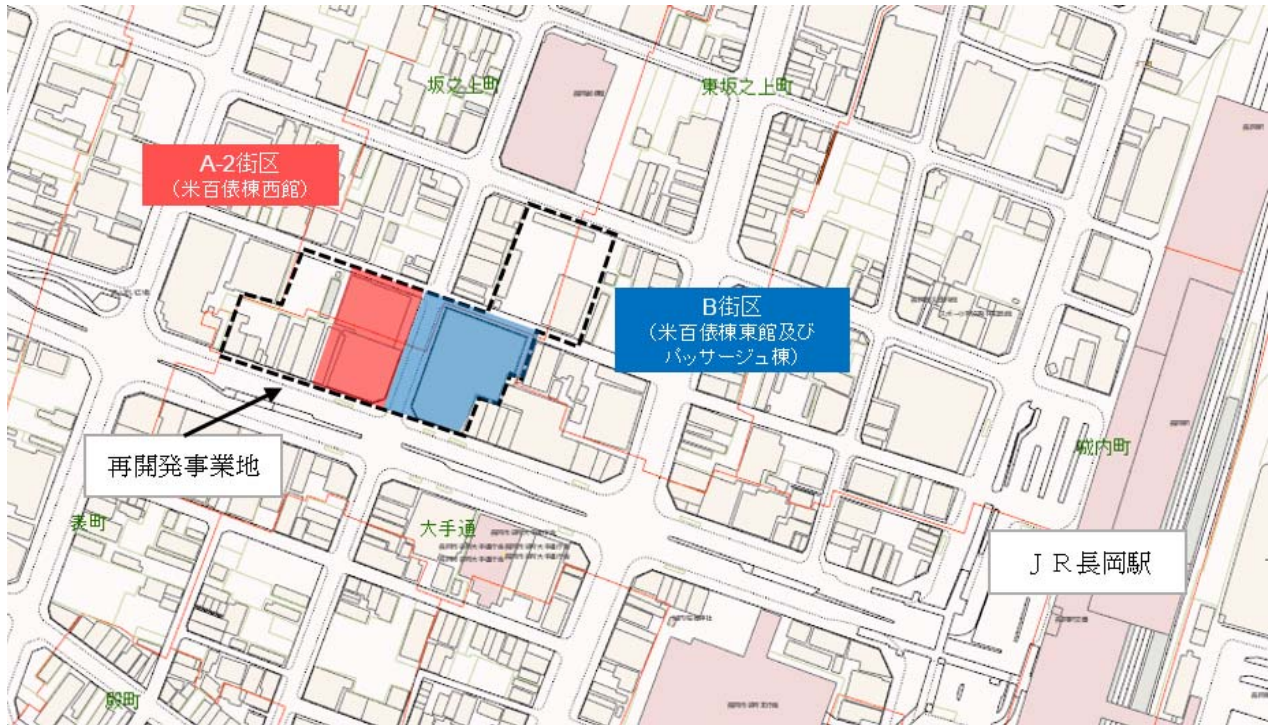
本業務は ①令和元年度までの庁内検討結果を反映した資料一式、②平成 30 年度に策定した「米百俵プレイス（仮称）「人づくり・学び・交流エリア」（仮称）基本計画」、③令和元年度に実施した「米百俵プレイス（仮称）人づくり・学び・交流エリア実施設計業務委託」成果品に基づいて業務を進めます。

(7) 成果品

報告書（A4版：簡易製本）2部、電子データ（CD-R）1部

(8) 米百俵プレイス（仮称）「人づくり・学び・交流エリア」（仮称）施設概要

【位置図】



【施設外観図】 ※現段階のイメージです



ア 建設地	長岡市大手通2丁目ほか
イ 専有面積	約10,600㎡
ウ 構造	鉄筋コンクリート造A-2街区10階建て、B街区7階建て （「4（4）「参考資料2：施設平面図」参照のこと）

## エ 全体計画（予定）

年 度	本 体	子どもラボ・若者ラボプログラム検討
令和2年度	A2街区除却着手	市民ニーズ把握・分析 プログラムの検討
令和3年度	A2街区建設工事着手	事例収集・選定 プログラム手法の確立 プログラム先行実施
令和4年度	A2街区建設工事	プログラム計画策定 プログラム先行実施
令和5年度	A2街区オープン、 B街区建設工事着手	プログラム計画策定 プログラム実施
令和6年度	B街区建設工事	プログラム計画策定 プログラム実施
令和7年度	B街区オープン	プログラム計画策定 プログラム実施

## 2 事業者の選考

簡易評価型プロポーザルにより事業者を選考します。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止措置として、参加表明書及び提案書等の提出は郵送、FAX、電子メールのいずれかでの受付とします。また、実施を予定しているプレゼンテーション及びヒアリングの実施方法については、感染症の拡大状況等の影響を考慮し、決定及び通知します。

### <実施のスケジュール>

令和2年12月 4日（金）	参加表明書、誓約書提出期限
12月18日（金）	質問書提出期限
12月22日（火）	質問書回答期限
12月25日（金）	提案書提出期限
令和3年 1月 7日（木）	プレゼンテーション及びヒアリング実施
1月18日（月）	結果通知

## 3 参加資格要件

本プロポーザルに参加しようとする者は、次の全ての要件に該当する者であることを要します。

- 平成27年度以降、長岡市内において、子ども（小学生から中学生）や若者（中学生から大学生、20代対象）向けの講座やプログラムを企画・立案し、実施した実績を有すること。

※ 独自開催事業または地方公共団体等からの受託による事業の別を問わない。

- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) その構成員に次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。
  - ア 破産者で復権を得ない者
  - イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- (4) 民事再生法、会社更生法、破産法に基づき手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団及び構成員、その利益となる活動を行う者でないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。

#### 4 提案書の作成及び記載上の留意事項

##### (1) 提案書作成上の基本事項

本プロポーザルは子どもラボ・若者ラボプログラムに係る具体的な提案を求めるものであり、本業務の具体的な内容や成果品の一部の作成や提出を求めるものではありません。具体的な業務内容は、提案書に記載された取組方法を反映し、本市が提示する資料に基づいて本市と協議・契約のうえ、開始することとします。

なお、本説明書において示された条件に適合しない提出物は、無効とする場合があるので注意してください。

##### (2) 提案書の項目

審査の対象となる次の項目について、資料を作成してください。

- ア 業務実施体制（様式 4）
- イ 業務管理技術者の経歴等（様式 5）
- ウ 主たる担当技術者の経歴等（様式 6）
- エ 提案内容（任意様式）

「1（4）」及び「4（4）参考資料」を踏まえ、子どもラボ・若者ラボプログラムに対する考え方について提案してください。

なお、提案内容については、次の 3 点に対する提案者の考察を必ず記載してください。

##### ① 長岡の現状を踏まえた考え方の整理

- ・ 中心市街地のみならず支所地域を含めた市域全体へ効果を波及するための方策
- ・ 地域資源の有効活用、地元人材の積極的な活用、市外からのノウハウ導入の手法

##### ② 他機能との連携の考え方

- ・ 米百俵プレイス内の他の導入機能と連携した取り組み手法
- ・ 市内企業、小学校、中学校、高校、4 大学 1 高専等と連携した取り組み手法
- ・ 市の既存施設で展開しているプログラムと米百俵プレイスで実施するプログラムの整理手法に関する提案

##### ③ 市民ニーズ把握

- ・ 具体的なプログラム検討を進めるための市民ニーズ把握の手法

オ 参考見積書（任意様式）

本業務の所要経費について作成してください。算出内訳、工数等がわかるように記載し、見積額は「1（5）」に記載する範囲内としてください。

（3）提案書の書式

ア 様式は、日本工業規格（J I S）A 4サイズを使用し、文字は横書きとします。

イ 文字の大きさは10.5ポイント以上とし、モノクロ・カラーは問いません。

ウ 4（2）提案項目エは、合計で10ページを上限とし、ページ番号をつけてください。

エ 4（2）提案項目エには、提案者を特定することができる表記（具体的な社名等）を記載しないでください。

オ 提案書は下記の表のとおり並べ、ホチキス止め等をしてください。

提案書の項目		様式	部数	備考
1	提案書表紙	様式3	1部	
2	業務実施体制	様式4	4部	様式4から6の順に並べ、片面印刷、縦版左上1箇所をホチキス止め
3	業務管理技術者の経歴等	様式5		
4	主たる担当技術者の経歴等	様式6		
5	提案内容	任意様式	10部	片面印刷、縦版左上1箇所をホチキス止め
6	参考見積書	任意様式	1部	

（4）提案書作成時の参考資料

次の資料を提案書作成の参考としてください。

○ 参考資料1：令和元年度までの庁内検討結果を反映した資料一式

○ 参考資料2：米百俵プレイス（仮称）「人づくり・学び・交流エリア」（仮称）基本計画本編及び概要版  
（概要版は参考資料5：長岡市ホームページ「米百俵プレイス（仮称）人づくり・学び・交流エリアのページ」に掲載）

○ 参考資料3：米百俵プレイス（仮称）人づくり・学び・交流エリア実施設計業務委託のうち、空間高質化検討業務報告書

○ 参考資料4：施設平面図

○ 参考資料5：長岡市ホームページ

・ 市街地再開発事業の概要（大手通坂之上町地区市街地再開発事業）のページ  
(<https://www.city.nagaoka.niigata.jp/shisei/cate08/saikaihatsu/gaiyou.html>)

・ 米百俵プレイス（仮称）人づくり・学び・交流エリアのページ  
(<https://www.city.nagaoka.niigata.jp/shisei/cate08/place/index.html>)

参考資料1、2（基本計画本編）、3及び4については、電子メールにより長岡市中心市街地整備室（shigaichi-seibi@city.nagaoka.lg.jp）に、資料請求してください。必ず着信を確認してください。

## 5 書類の提出方法、提出先及び提出期限

### (1) 参加表明書及び誓約書

このプロポーザルに参加を希望する者は、次の方法により「簡易評価型プロポーザル参加表明書」(様式1-1または1-2)を提出してください。また、本市の入札参加資格名簿に登録されていない者は、「誓約書」(様式2)も合わせて提出してください。

ア 提出方法 郵送(配達確認ができるものに限ります。提出期限必着)、FAXまたは電子メールとします。

ただし、FAXまたは電子メールの場合は、必ず着信を確認してください。

イ 提出先 長岡市中心市街地整備室

住所 〒940-0062 長岡市大手通2丁目6番地

フェニックス大手イースト7階

電話 0258-39-2807(直通)

FAX 0258-39-2827

電子メール shigaichi-seibi@city.nagaoka.lg.jp

ウ 提出期限 令和2年12月4日(金曜日)午後5時まで

### (2) 簡易評価型プロポーザル提案書

ア 提出方法 紙で、4(3)オの表で示した部数を郵送してください。  
(配達確認ができるものに限ります。提出期限必着)

イ 提出先 5(1)イと同じです。

ウ 提出期限 令和2年12月25日(金曜日)午後5時まで

### (3) 様式の電子データ

本プロポーザルで使用する様式の電子データは、長岡市ホームページに掲載しますので、適宜ダウンロードしてください。

【簡易評価型プロポーザル方式】令和2年度公告一覧

<https://www.city.nagaoka.niigata.jp/sangyou/cate09/propo/r02propo.html>

## 6 本説明書の内容についての質問の受付及び回答

(1) 質問は、簡易評価型プロポーザルに関する質問書(任意様式)により、電子メールで送信してください。必ず着信を確認してください。

ア 質問の受付回答課 長岡市中心市街地整備室

電子メール: shigaichi-seibi@city.nagaoka.lg.jp

イ 質問の受付期間 令和2年12月18日(金曜日)午後5時まで

(2) 回答書の内容は、寄せられたすべての質問とそれに対する回答とし令和2年12月22日(火曜日)までに参加表明書を提出した全員に電子メールにより回答します。

## 7 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

### (1) 期日

令和3年1月7日（木曜日）（時間は参加表明者に別途通知します。）

### (2) 会場

長岡市大手通2丁目6番地 フェニックス大手イースト内を予定

### (3) 実施要領

ア 提案者は3名までとし、説明者は配置予定の業務管理技術者としてください。

イ 4（2）提案項目エについてプレゼンテーションしてください。

ウ 提案者の発表時間は20分間とし、その後質疑応答を10分間予定しています。

エ 追加資料の配布はできませんが、プロジェクターやパネル等で追加情報を提示することは可能とします。

オ プロジェクターを使用する場合は、RGBケーブルでの接続が可能なパソコン等を用意してください。

### (4) 実施方法については、新型コロナウイルス感染症の拡大状況等の影響を考慮し、決定及び通知します。

## 8 最優秀者の選定

別紙「簡易評価型プロポーザル提案書評価要領」のとおりとします。

## 9 選考結果の通知

選考結果は、提案者全員に書面で通知します。通知を受けた日から起算して7日以内にその理由の説明を書面で求めることができます。

## 10 契約

本市と最優秀者双方で協議のうえ、仕様書に定めた後に見積合わせを行い、合意ができれば随意契約を締結します。

## 11 その他の留意事項

(1) 提出書類の作成、提出及びプレゼンテーションに要する経費は、提案者の負担とします。

(2) 提出書類に虚偽を記載した場合、著作権の不正使用等不法行為が発覚した場合は、その提案は特定しません。また、特定後に発覚した場合はその決定を取り消すものとします。この場合において、選考結果が次点の事業者の提案を特定するものとします。

(3) 提出書類は返却しません。

(4) 特定された提案書に記載した内容についての著作権は、本市に帰属するものとします。また、

特定されなかった提案書に記載した内容についての著作権は、本市に帰属しません。

(5) 提案書に記載した業務管理技術者は、原則として変更できません。

(6) このプロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、長岡市情報公開条例（平成7年長岡市条例第33号）に基づき、提出書類を公開することがあります。